

仕様書

1 業務名

令和7年度後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3 目的

長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の令和4年度における本県の健康診査の受診率は国よりも6.8ポイント低く、また、データヘルス計画の健康診査の各年度受診率の目標値にも及んでいない状況である。

健診の結果データは、広域連合の被保険者が抱える健康課題の把握にとって必要なデータであるとともに、PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を図る上でも重要であることから、過去の健診受診歴等のデータを活用し、効果的かつ効率的に受診勧奨を行うことで、健診の受診率を向上させることを目的とする。

4 対象者

長崎市の後期高齢者被保険者 18,000件

5 業務の内容

広域連合は受注者に対して以下の業務を委託する。

(1) 事業計画書の作成

受注者は契約締結後、すみやかに広域連合及び長崎市と協議の上、事業計画書を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、データの提供希望時期など詳細なスケジュールを記載する。

(2) 健診受診勧奨候補者の抽出

広域連合及び長崎市が提供する健診結果データ等を基に次の業務を行う。

①各種データの提供依頼

- ・広域連合及び長崎市に対して、データ分析に必要なデータ一式を示す。
- ・広域連合及び長崎市に提供できないデータがある場合はデータ分析が可能となる状態まで調整を行う。

②各種データの授受

- ・各種データの授受にあたっては、原則、L G W A Nを用いて提供する。L G W A Nによる運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用によりデータの授受を行う。その他特別な事情が生じた場合は広域連合と受注者にて協議の上、定める。

③データ分析業務

- ・受注者は広域連合及び長崎市が提供するデータ等について、I C Tを用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

④受診勧奨すべき対象者の抽出

- ・受注者はデータ分析により発送対象者条件を基に受診勧奨すべき対象者を抽出する。
- ・除外対象者が示された場合は、その都度、対象者から除外する。

【発送対象者条件】

- ・後期高齢者医療制度に加入している者
- ・令和7年度末年齢が76歳以上84歳以下の者を優先
- ・今年度の健診受診の予測値がより高い者

⑤個人情報の取り扱い

- ・添付の別記1「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(3) 通知発送業務

受注者はデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

①対象者

- ・発送対象者条件に該当する者で広域連合の承認が得られた者

②通知物の内容

・通知物（受診勧奨用資材）については、ナッジ理論を踏まえ、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物とし、実際に自治体の受診勧奨事業において既に効果・実績があるものを参考にデータ分析から傾向を捉え、打ち合わせを行ったうえで決定する。

③通知物の印刷

- ・広域連合及び長崎市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物をA4単版で両面カラー印刷する。
- ・通知物の印刷見込件数は18,000件とする。

④通知物の宛名印字

・宛名印字に関しては漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑤通知物の校正

- ・通知物の印刷内容に関して、広域連合及び長崎市に事前に校正の確認を行う。
- ・受注者は広域連合の要望による修正を実施するがその回数は最大3回とする。

⑥受診勧奨対象者の最終決定

・既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者を決定する。

・受診勧奨対象者の最終決定にかかる除外対象者の情報については、広域連合及び長崎市が提供する最新の情報に基づくものとする。

・なお、除外対象者の情報は原則発送日の2週間前を目安に提供するが、提供後においても、受注者は発送日までの間、可能な限り対応する。

- ・受注者は発送対象者リストを受注者に提出する。

⑦勧奨通知の送付

- ・発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とする。
- ・勧奨通知の作成、印刷及び送付に係る費用は、本事業の契約金額に含むものとする。

⑧サンプル納品

- ・通知物発送後速やかに広域連合及び長崎市に各10部のサンプルを納品する。

(4) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

①年度末報告業務

- ・委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・受診率の推移の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を広域連合に対し報告を行う。
- ・上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、広域連合に提案を行う。

②成果物

- ・年度末報告書（Excel 形式または PowerPoint 形式）を格納した電子媒体

(5) 契約後のスケジュール

実施時期については協議の上で決定する。

スケジュール（案）

令和7年 6月未まで	候補者リスト作成用データの受渡し
令和7年 8月以降	長崎市の被保険者あて勧奨通知発送
令和8年 2月未まで	効果測定用データの受渡し
令和8年 3月未まで	年度末報告書納品

6 その他の特記事項

- (1) 受注者は自治体での健康診査受診勧奨業務について、十分な実績（複数自治体または各都道府県後期高齢者医療広域連合）を有すること。
- (2) 受注者は広域連合が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。
- (3) 広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (4) 成果物納入後に実施する、対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果物に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行うこと。
- (5) 受注者は、この契約による業務を処理するために広域連合及び長崎市から引き渡された個人情報記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
- (6) 本業務を行うために使用したデータについては、業務完了後、ただちに破棄すること。
- (7) (6)のデータの破棄を行う際には、事前に広域連合に連絡すること。
- (8) その他、業務仕様書に定めのない事項については、広域連合及び受注者が協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号。以下「保護法」という。）に基づき個人情報（個人に対する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、保護法、番号法及び長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）など関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約の履行に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約の履行に当たって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、並びに盗用の禁止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約の履行に当たって知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を、発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者が発注者から承諾を得て前項の第三者（以下、再受託者という。）へ委託する時、再受託者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再受託者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約の履行に当たって発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。また、データ及びプログラム等を使用したときは、確実に削除又は破棄したことを書面により発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取扱う個人情報の管理状況等について、必要に応じて立入検査を実施することができる。立入検査の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、紛失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第13 業務に従事していた者が在職中又は退職後に行った行為に対する刑罰については、保護法又は番号法に基づき、処せられる。